平成２６年（フ）第２１４号
盛岡市厨川４丁目14番１号　コーポ平和206号
債務者　藤根　里美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０８号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1099番地の１アマルフィ101号室、前住所群馬県館林市本町４丁目12番５号　レヴィール館林壱番館ガーデンスクエアー208
債務者　土橋　希望
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２３８号
神奈川県平塚市四之宮６丁目８番27号
債務者　磯崎　　透
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６０号
新潟県上越市春日新田１丁目14番45号
債務者　吉野　泰章
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１３５号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｄ－204号、前住所静岡県富士市大淵2326番地の６
債務者　磯貝　康雄
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１４３号
静岡県富士市松岡604番地の７
債務者　石原眞由美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６５号
岡山県美作市豊国原1022番地１　サニーメゾンＢ203号、前住所岡山県美作市真加部128番地１
債務者　Ｊ・Ｏ・Ａ・Ｔ竹元こと　竹元　伸夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７２号
岡山県美作市中山1482番地３
債務者　木田　隆也
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１２５号
香川県高松市寺井町1369番地20　クリキマンション寺井202
債務者　眞田　　清
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５５号
長崎県長崎市上小島２丁目８番20号コーポ上小島２－Ｄ
債務者　切江　悦弘
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1000番地19、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷517番地21　髙田アパート202
債務者　永山　裕太
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
長崎県長崎市岩川町13番５号　浦上ハイツ602号
債務者　松本かおる
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
長崎県長崎市籠町８番４号　シティハイツ浦田506号、旧住所長崎県長崎市大手１丁目11番13号　102号
債務者　田島やえみ
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
長崎県長崎市岩見町17番25号
債務者　下野　裕幸
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
川崎市多摩区菅北浦２丁目26番25号、前住所川崎市多摩区菅北浦２丁目25番21号
債務者　梶山　徹男
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４９９号
大阪府東大阪市西石切町１丁目３番62号　エタニティ太田202号、前住所大阪府東大阪市東山町９番10号
債務者　原田　伸人
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部